

横手市気候変動対策実行計画（事務事業編） 改訂版 概要

第1章 背景

1. 国内外の動向

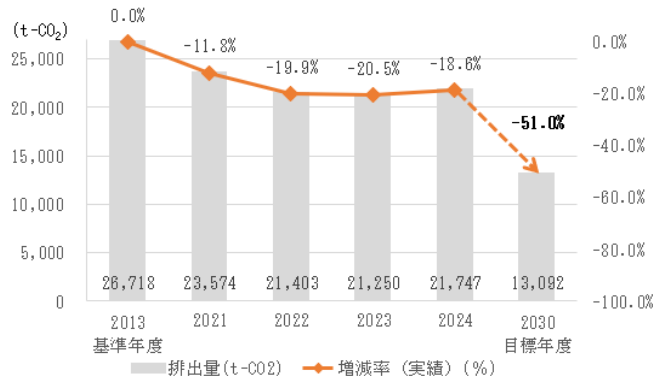
2015（平成27）年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、我が国では2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。地方公共団体においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温暖化対策推進法」という。）において、地方公共団体が実施する事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられました。2021（令和3）年には、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向け2030（令和12）年度において、2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに50%削減の高みに向け挑戦するとしました。令和7年2月には、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度にはさらに60%、73%削減することを目指すと閣議決定しました。

2. 横手市の動向

2015（平成27）年3月に策定した「横手市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」の内容の更新・見直しを2021（令和3）年6月に行い、「横手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「計画前期」という。）を策定しました。2023（令和5）年3月には、国の目標数値と整合性をとるため、目標数値を修正しています。今年度は、「横手市気候変動対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）と名称を改め、これまでの取り組みの経過、実績等を基に見直しを行います。

3. 計画前期の振り返り

計画前期の期間内における温室効果ガスの排出量は、右図に示すとおりです。2024（令和6）年度において、2013（平成25）年度を基準として18.6%削減しました。（図 温室効果ガスの排出量の推移）



第2章 基本的事項

1. 目的及び位置付け

本計画は、温暖化対策推進法第21条に基づき、本市が一事業所（市役所）として実施する事務・事業に関する温室効果ガスの排出量削減に向けて、推進すべき取り組みを示します。また、上位計画である「第3次横手市総合計画」及び「第3次横手市環境基本計画」と整合・連携を図ります。

2. 計画期間

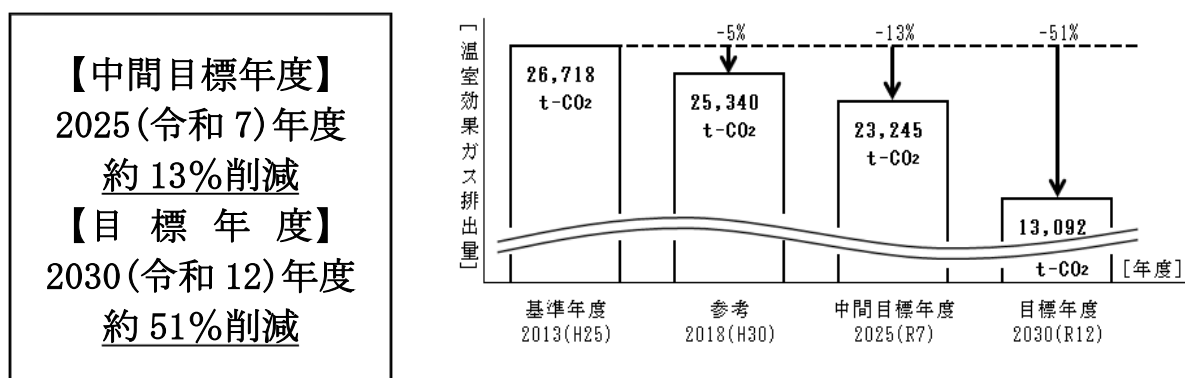
本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、2025（令和7）年度に見直しを行います。

3. 対象とする事務・事業の範囲及び温室効果ガスの種類

本計画は、温暖化対策推進法第21条及び国の「地球温暖化対策計画」に基づき、原則として市立学校、上下水道事業、病院事業等を含む、地方自治法に定められた本市が実施する全ての事務・事業を対象とします。また、同法第2条第3項に規定される温室効果ガスのうち、本市が一事業所（市役所）として実施する事務・事業から排出される割合が大きい二酸化炭素（CO₂）を本計画の対象とします。

第3章 温室効果ガスの排出量削減目標

2013(平成25)年度比の温室効果ガスの排出量削減目標



第4章 目標達成に向けた取り組み

1. 取り組みの基本方針

本計画の目標達成のため、次のような取り組みにより、省エネルギー、省資源・廃棄物の排出抑制等に努めるものとします。また、削減目標等の達成に有効と認められる取り組みがある場合は、柔軟に対応するものとします。

2. 具体的取り組み

- (1) 省エネルギー、省資源の推進（照明器具・OA 機器等の適正使用、冷暖房の適正管理、エレベーターの適正使用、ガス器具の適正使用、省エネルギー設備等導入の推進、水使用量の削減）
- (2) 事務用紙使用量の削減 (3) ごみの減量及びリサイクルの推進
- (4) 公用車の適正使用及び次世代自動車等の導入 (5) 職員の意識向上

第5章 推進体制、進捗管理及び公表

1. 推進体制及び進捗状況の公表

効率的な計画推進のため、気候変動対策実行計画推進本部を設置し、各課室所に主任推進員及び推進員を配置します。また、市ホームページ等で進捗状況を毎年公表します。

2. 点検・評価・見直し体制

本計画は、PDCA サイクルにより点検・評価・見直しを行います。また、毎年の PDCA とともに、本計画の見直しに向けた PDCA を推進します。